

平成 27 年 7 月

法改正による変更と誤植による訂正箇所をお知らせいたします。誤植については、お詫び申し上げます。これに伴い、【社労士V27年受験 横断・縦断超整理本】の記述を下記のように改めてください。

社労士V27年受験 横断・縦断超整理本 第1章改訂正表		
	訂正前	訂正後
P 11 問 5 問題	児童手当法の目的は、父母その他の保護者が…	児童手当法の目的は（この法律は）、 <u>子ども・子育て支援法7条1項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が…</u>
P 14 児童手当法1条	この法律は、父母その他の保護者が…	
P 15 職業安定法1条	関係団体の協力を得て、職業紹介事業を行うこと、	関係団体の協力を得て、 <u>職業紹介事業等</u> を行うこと、
P 27 国・地方公共団体に使用される者 表	<u>特定独立行政法人</u>	<u>行政執行法人</u>
P 29 問 2 問題	独立行政法人通則法第2条第2項に定める <u>特定独立行政法人</u> を除く	独立行政法人通則法第2条第4項に定める <u>行政執行法人</u> を除く
P 31 労災法の適用除外者	<u>特定独立行政法人</u>	<u>行政執行法人</u>
P 36 海外派遣者の保険料	※ <u>4</u> /1,000	※ <u>3</u> /1,000
P 53 ウ 物価スライド特例措置 エ 物価スライド特例措置の解消	ウ 物価スライド特例措置…支給することとされている。 エ <u>物価スライド特例措置の解消</u> <u>①～④全文</u>	ウ <u>物価スライド特例措置の解消</u> …支給することとされていた。 <u>物価スライド特例措置の適用は、平成26年度までの間とし、平成27年度は適用されない。</u> エ <u>平成27年度の改定率の改定平成27年度の改定の基礎となる物価変動率は2.7%（1.027）、名目手取り賃金変動率は2.3%（1.023）となった。また、調整率は▲0.9%（0.991）となった。</u> <u>物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が1以上となり、かつ、調整率が1以下となる場合における改定率の改定については、新規裁定</u>

		者・既裁定者のいずれも、「名目手取り賃金変動率×調整率」を基準として改定を実施することが法律で定められている。 平成 27 年度は、この要件に該当し、新規裁定者・既裁定者ともに、改定率が「0.999」とされた。
P79 問1 問題	平成 26年度の	平成 27年度の
P80 問1 解答・解説	「1,000分の4」である。（平成 26年度）	「1,000分の3」である。（平成 27年度）
P81 ① 健保法 介護保険料率	17.2/1,000	15.8/1,000

・P82 ③ 国年法の図表を差し替えてください。

種 類	額（平成 27年）	額（平成 28年）
月額保険料	15,590 円 (16,380 円×0.952)	16,260 円 (16,600 円×0.976)
付加保険料	400 円	

・P83 ⑤ 徴収法の図表を差し替えてください。

種 類	率 等
労災保険率	2.5～88/1,000 （54 区分） （非業務災害率は 0.6/1,000）
特別加入保険料率	第 1 種 労災保険率と同じ※2 第 2 種 3～52/1,000（18 区分） 第 3 種 3/1,000
雇用保険率 ※1 （平成 27 年度）	一 般 13.5/1,000 農林水産業・清酒製造 15.5/1,000 建 設 16.5/1,000

社労士V27年受験 横断・縦断超整理本 第1章 改訂正表		
	訂正前	訂正後
P89 ④延滞金 ※2 追加		平成 27 年中について、特例基準割合が 1.8%であったため、年 14.6%・年 7.3%の割合は、それぞれ、年 9.1%・年 2.8%とされた。
P104 国年法 時効の起算日等	（年金たる保険給付が全額支給停止・・・）	（年金給付が全額支給停止・・・）

P117 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 厚年法	②…（存続厚生年金について適用）	②…（存続厚生年金 <u>基金</u> について適用）
--------------------------------	------------------	-----------------------------

社労士V27年受験 横断・縦断超整理本 第2章 改訂正表		
	訂正前	訂正後
P130 2 入院時食事療養費における食事療養標準負担額 表下に追加		※ 入院日数を算定する期間中に加入する制度の変更があった場合、制度変更前後の入院日数も合算する。
P134 ①70歳未満の食事療養標準負担額 ②70歳以上の食事療養標準負担額 各々の表下に追加		

・P140 ① 70歳未満の場合の図表を差し替えてください。

	高額療養費算定基準額（自己負担限度額）	多数回該当の場合
標準報酬月額 83万円以上	$252,600 \text{ 円} + (\text{医療費総額} - 842,000 \text{ 円}) \times 1\%$	140,100 円
標準報酬月額 53万円以上 83万円未満	$167,400 \text{ 円} + (\text{医療費総額} - 558,000 \text{ 円}) \times 1\%$	93,000 円
標準報酬月額 28万円以上 53万円未満	$80,100 \text{ 円} + (\text{医療費総額} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\%$	44,400 円
標準報酬月額 28万円未満	57,600 円	44,400 円
低所得者 (市町村民税非課税者等)	35,400 円	24,600 円

・P142 介護合算算定基準額の図表を差し替えてください。

介護合算算定基準額（計算期間：前年8月1日～7月31日）

所得区分	70歳未満の被保険者等を含む場合	70歳以上の被保険者等のみの場合	所得区分	
標準報酬月額 83万円以上	212万円（176万円）	67万円	現役並み 所得者	
標準報酬月額 53万円以上 83万円未満	141万円（135万円）			
標準報酬月額 28万円以上 53万円未満	67万円			
標準報酬月額 28万円未満	60万円（63万円）	56万円	一般	
低所得者 (市町村民税非課税者等)	34万円	31万円	II	低所得者
		19万円	I	

低所得者II：市町村民税非課税者である被保険者及びその被扶養者

低所得者I：被保険者及びその被扶養者の全員が非課税者であり、所得が一定以下（年金収入80万円以下など）の被保険者及びその被扶養者

平成26年8月～平成27年7月までの計算期間については、（ ）内の金額。

社労士V27年受験 横断・縦断超整理本 第2章 改訂正表		
	訂正前	訂正後
P148 ⑤家族出産育児一時金の支給額	39万円	40万4千円
P170 出産育児一時金の支給額	39万円	40万4千円
P170 下から8行目	3万円を加算して	1万6千円を加算して
P171 出産育児一時金の支給額	39万円	40万4千円
P172 問題及び解答・解説	39万円	40万4千円
P175 家族出産育児一時金の支給額	39万円	40万4千円
P175 問3 問題	78万円（2か所）	80万8千円（2か所）
P228 問1 解答・解説	○	×：「456月」を「480月」にすると正しい内容となる。

P 232 II 総報酬月額相当額と基本月額との合計額が支給停止調整開始額を超える場合 表下	<u>46</u> 万円（平成 <u>26</u> 年度）	<u>47</u> 万円（平成 <u>27</u> 年度）
下から7行目		
P 236 脱退一時金の額差し替え	（「基準月」が平成 <u>26</u> 年度にある場合） <u>45,750</u> 円 <u>91,500</u> 円 <u>137,250</u> 円 <u>183,000</u> 円 <u>228,750</u> 円 <u>274,500</u> 円	（「基準月」が平成 <u>27</u> 年度にある場合） <u>46,770</u> 円 <u>93,540</u> 円 <u>140,310</u> 円 <u>187,080</u> 円 <u>233,850</u> 円 <u>280,620</u> 円
P 243 介護補償給付の支給額	<u>104,290</u> 円 2か所 <u>52,150</u> 円 2か所 <u>56,600</u> 円 4か所 <u>28,300</u> 円 4か所	<u>104,570</u> 円 2か所 <u>52,290</u> 円 2か所 <u>56,790</u> 円 4か所 <u>28,400</u> 円 4か所
P 249 出産育児一時金の給付内容	<u>39</u> 万円	<u>40</u> 万4千円
P 293 上から10行目	<u>341,542</u> 円	<u>340,761</u> 円